

令和6年度 昭和村空き家解体補助金

昭和村では、良好で快適な生活環境の形成を図るため、予算の範囲内において、空き家の解体工事費の一部を補助します。(令和8年度まで)

補助対象となる空き家

※いずれにも該当する空き家が対象となります。

- ・ 村内に存し、個人が所有する空き家
- ・ 1年以上居住その他の使用がされていないこと
- ・ 一戸建て住宅もしくは併用住宅であること
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないもの
- ・ 公共事業による移転等の補償の対象でないもの
- ・ 不動産販売、貸付、駐車場経営等を業とするものが当該業のために行う解体でないこと
- ・ 昭和村が扱う他の同様の補助金等の交付を受けていないこと

補助対象者

※いずれにも該当する方が対象となります。

- ・ 空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者
(未登記の場合は固定資産課税台帳に登録されている者)
ただし、所有者が死亡している場合はその法定相続人
- ・ 本人およびその属する世帯の全員が、村税等を滞納していないこと
- ・ 空き家所有者と土地所有者が異なる場合は、解体について土地所有者全員の同意が得られている者
- ・ 昭和村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
- ・ 補助金の交付は補助対象者1人につき1回を限度とする

補助対象となる工事

交付決定前の着工は補助対象外!

- ・ 空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事
- ・ 村内および利根沼田管内に本店または主たる事業所を有する者が施工する工事
- ・ 解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた者が施工する工事

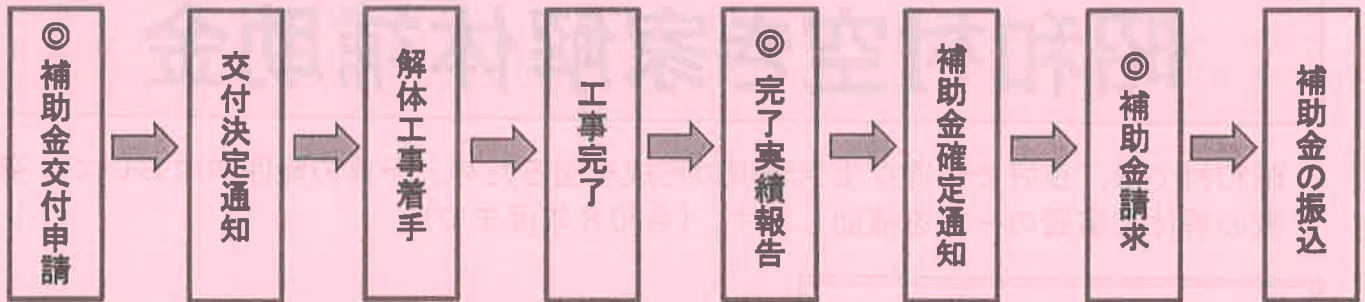
補助金額

補助対象工事に要する費用の1/2

最大 **50** 万円

手続きの流れ

◎は申請者が行う手続き



手続きに必要な書類

※ この他にも、必要書類を提出していただく場合があります。
※ 申請書等は、村ホームページまたは企画課窓口で取得できます。

【交付申請時】

- 空き家解体補助金交付申請書(様式第1号)
- 登記事項証明書(建物・土地) ※未登記の場合は固定資産税課税台帳の写し等
- 空き家の着工前現況写真
- 空き家の敷地内見取り図
- 工事に係る見積書の写し(補助対象経費の内容を明確にすること)
- 1年以上使用されていない空き家であることが確認できる書類
- 施工業者の建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し
- 同意書(空き家所有者と土地所有者が異なる場合)
- 確約書(未相続や共有持分者がいる場合)
- 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

【完了実績報告時】

- 工事完了実績報告書(様式第6号)
- 対象工事に係る領収書の写し(補助対象経費の内容を明確にすること)
- 工事完了後の写真
- 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し(同法第9条第1項に規定する解体工事の場合)

申請受付

- 補助金を受けるには様々な条件がありますので、事前に下記窓口へご相談ください。
- 受付開始：令和6年4月1日(月)から ※土・日・祝日は除く

注意事項

- 交付決定前に着手した工事は、補助対象外となります。
- 実績報告書は工事完了から30日以内または完了年度の3月末日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
- 補助金の支払いは実績報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。
- 偽りその他の不正の手段等により交付決定を受けたときは、その全部または一部を返還していただくことがあります。
- 解体後の跡地管理を適正に行ってください。
- 建築物を解体することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、土地の税額が増額となる場合があります。詳しくは村税務課までお問い合わせください。
- 解体後は家屋滅失申告書を村税務課に提出してください。

■お問合せ 昭和村役場 企画課広報統計係 TEL 0278-25-3442 (直通)
〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井388 URL <https://www.vill.showa.gunma.jp>